

平成31年3月26日(火)
午後1時30分
議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会

議案書

傍聴人用
閲覧用

退席時はご返却願います。

報告事項

報告第4号 個人情報開示拒否決定に係る審査請求に関する審査請求人への再弁明書の送付及び再反論書等の提出に係る文書の送付について

議決事項

議案第3号 教育大綱実施計画の改訂について

議案第4号 寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について

議案第5号 寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について

議案第6号 寝屋川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

議案第7号 寝屋川市教育支援委員会規則の一部を改正する規則について

議案第8号 平成31年度学校園に対する指示事項について

議案第9号 寝屋川市総合教育研修センター条例施行規則の制定について

議案第10号 寝屋川市総合教育研修センター処務規則の制定について

議案第11号 寝屋川市立青少年の居場所条例施行規則の制定について

署名人

高須教育長

坂本委員

2月・3月教育委員会一般事務報告

(2月27日～3月26日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
2	27	水	3月市議会定例会（第1日）	委員会付託	市議会議場
	28	木	文教常任委員会	付託事件審査（現年度議案）	議会棟5階 第2委員会室
3	1	金	校長会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	4	月	教頭会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	6	水	3月市議会定例会（第2日）	委員長報告、会派代表質問	市議会議場
	7	木	3月市議会定例会（第3日）	会派代表質問	市議会議場
	9	土	第45回教育長杯軟式野球大会	大会	淀川河川グランド
	12	火	中学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各中学校
	14	木	文教常任委員会	付託事件審査（新年度議案）	議会棟5階 第2委員会室
	15	金	市指定文化財特別公開（～17日）	八相涅槃図の公開	法安寺（下神田町）
	18	月	小学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各小学校
	19	火	3月市議会定例会（第4日）	委員長報告（新年度議案）、追加事件即決	市議会議場
20	水		幼稚園保育証書授与式	保育証書授与式	市内各幼稚園
			第3回寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会	寝屋川市小学校就学前教育支援プログラムの策定のための審議	議会棟4階 第1・2会議室
			寝屋川市総合教育研修センター開所記念式典	記念式典	総合教育研修センター
21	木		市民ウォーキング	ウォーキング	城北公園・大阪市中央公会堂方面
22	金		平成30年度第5回社会教育委員会議	1. 平成30年度社会教育部事業報告及び平成31年度事業計画について、2. 平成31年度社会教育施策に関する提案書の回答について、3. その他	議会棟4階 第1委員会室
	26	火	教育委員懇話会		議会棟5階 第3会議室
			教育委員会3月定例会		議会棟5階 第2委員会室

3月・4月教育委員会行事計画書

(3月27日～4月30日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
3	31	日	寝屋川市カローリング大会	大会	市民体育館
4	2	火	校園長会	市立学校園への指示事項について	総合教育研修センター
4	木		小学校入学式		市内各小学校
5	金		中学校入学式		市内各中学校
			市民体育大会総合開会式	式典	アルカスホール
7	日		市民体育大会テニスの部	大会	寝屋川公園
8	月		幼稚園入園式		市内各幼稚園
10	水		教育委員会表彰審査会	会議	議会棟 5階 第2委員会室
11	木		校長役員会	4月校長会案件について協議	総合教育研修センター
12	金		大阪府都市教育長協議会総会・4月定例会	会議	ホテルアヴィーナ大阪
14	日		市民体育大会空手道の部	大会	市民体育館
			市民体育大会サッカーの部	大会	各中学校 他
15	月		教育委員懇話会		議会棟 5階 第3会議室
16	火		校長会	教育委員会各課から連絡	総合教育研修センター
19	金		教頭会	教育委員会各課から連絡	総合教育研修センター
22	月		教育委員会4月定例会		上下水道局 3階 会議室
25	木		平成31年度近畿都市教育長協議会定期総会(～26日)	定期総会	ホテルニューオウミ他
28	日		市民体育大会バスケットボールの部	大会	市民体育館
29	月		市民体育大会バレーボールの部	大会	市民体育館

報告第4号

個人情報開示拒否決定に係る審査請求に関する審査請求人への再
弁明書の送付及び再反論書等の提出に係る文書の送付について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定
により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成31年3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

学 総 第 2897 号
平成 31 年 3 月 13 日

審査請求人法定代理人 [REDACTED] 様

審査庁 寝屋川市教育委員会

再弁明書の送付及び再反論書等の提出について

【審査請求の特定】

本件処分 寝屋川市教育委員会による平成 30 年 4 月 5 日付け学指第 87 号
開示拒否決定及び同日付け学指第 88 号開示拒否決定

審査請求人 [REDACTED]
上記法定代理人 [REDACTED]
審査請求日 平成 30 年 7 月 10 日

上記審査請求について、下記のとおり通知します。

なお、以下では、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）を「法」と表記します。

記

1 再弁明書（副本）の送付

法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 29 条第 5 項に基づき、別添のとおり再弁明書（副本）を送付します。

2 再反論書等の提出

(1) 再反論書の提出

法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 30 条第 1 項に基づき、再弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（再反論書）を提出することができます。

再反論書は、正本 1 通を提出してください。

(2) 証拠書類等の提出

法第 32 条第 1 項の規定により、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

証拠書類又は証拠物は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 38 条第 1 項に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象とされていますので、その提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴殿の意見を付してください。ただし、閲覧等の請求に対する審査庁の判断が、貴殿の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

(3) 提出先及び提出期限（上記(1)及び上記(2)に共通）

提出先 寝屋川市教育委員会
(末尾記載の連絡先に提出してください。)
提出期限 平成 31 年 4 月 26 日 (金曜日)

【連絡先】

〒572-8555

大阪府寝屋川市本町 1 番 1 号

寝屋川市教育委員会事務局

学校教育部 教育政策総務課

審理手続担当

TEL 072-824-1181 (代) 内線 3013

FAX 072-813-0083

学 指第 3990 号

平成 31 年 3 月 12 日

審査請求人 [REDACTED]

上記法定代理人 [REDACTED] 様

審査庁 寝屋川市教育委員会

再 弁 明 書

【審査請求の特定】

本件処分 寝屋川市教育委員会による平成 30 年 4 月 5 日付け学指第 87
号開示拒否決定及び同日付け学指第 88 号 開示拒否決定

審査請求人 [REDACTED]

上記法定代理人 [REDACTED]

審査請求日 平成 30 年 7 月 10 日

弁明書 平成 30 年 11 月 13 日

反論書受理日 平成 30 年 12 月 14 日

上記反論書について、処分庁は次のとおり再弁明する。

なお、再弁明において略記する法令名等は弁明書に同じである。

第 1 反論書第 1 について

寝屋川市立 [REDACTED] 学校（以下「[REDACTED] 学校」という。）における学校行事について、一般に公にされておらず、あらかじめ校長が承認した児童の保護者及び親族等（以下「保護者等」という。）以外は入校を拒否しているものであり、そこで保護者等が撮影した画像や映像は、当該家庭限りで用いるよう要請した上で、撮影を容認している。

また、本件運動会の音声が外部に漏れているとの指摘については、本件運動会ではクラス単位の行動を基本としており、児童の氏名等を放送しない運

用としていること、及び、本件運動会に参加する児童自身が発する声についても、会場内で記録された映像の音声とは異なり、会場であるグラウンドの敷地の外に漏れ聞こえる音声は、特定の個人を識別する可能性を有するものではない。

したがって、本件運動会の開会式の記録用映像データ及び本件卒業式の記録用映像データに記録された個人情報は、条例第13条第1項第2号の「法令等の規定により又は慣行として公にされている個人情報又は公にすることが予定されている個人情報」には当らない。

第2 反論書第2について

寝屋川市個人情報保護条例第14条第1項に規定する、「不開示の個人情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき」とは文字どおり「容易」に区分して除くことができる場合についてであって、弁明書第4の2の(2)で述べたとおり、この場合には当らない。審査請求人が種々主張するような手法が存在するとしても、それによって上記場合に当るものではない。

なお、審査請求人の「寝屋川市も利用しているYouTubeの動画加工ツールを使えば、直ぐに対象の部分をぼかすことができる。」との主張については、寝屋川市が動画配信サイト「YouTube」を利用しているのは事実だが、広報を行うために撮影した動画を、同サイトを利用して配信することと、本件開示請求に係る個人情報について、条例第14条第1項の「不開示の個人情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」かどうかとは、全く別の問題であることを念のため付言する。

議案第3号

教育大綱実施計画の改訂について

別紙のとおり教育大綱実施計画の改訂に当たり、教育委員会の議決を求める。

平成31年3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

教育大綱（対象期間：平成27年度から平成30年度）の実現に向けて策定している教育大綱実施計画の計画期間を1年間延長したものに改訂するため。

議案第4号

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成31年3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

教育研修センターの施設名の変更に伴い、同規則の改正が必要となったため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則（昭和 50 年寝屋川市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中「教育研修センター」を「総合教育研修センター」に改める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

復屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則

改 正 案		現 行									
(部、室及び課の設置)		(部、室及び課の設置)									
第2条 (略)		第2条 (略)									
2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる施設は、それぞれ同表の右欄に定める部又は室に属するものとする。		2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる施設は、それぞれ同表の右欄に定める部又は室に属するものとする。									
<table border="1"><thead><tr><th>施設</th><th>部・室</th></tr></thead><tbody><tr><td>総合教育研修センター</td><td>学校教育部</td></tr></tbody></table>		施設	部・室	総合教育研修センター	学校教育部	<table border="1"><thead><tr><th>施設</th><th>部・室</th></tr></thead><tbody><tr><td>教育研修センター</td><td>学校教育部</td></tr></tbody></table>		施設	部・室	教育研修センター	学校教育部
施設	部・室										
総合教育研修センター	学校教育部										
施設	部・室										
教育研修センター	学校教育部										
附 則		この規則は、平成31年4月1日から施行する。									

議案第5号

寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱
規程の一部を改正する規程について

寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成31年3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

教育研修センターの施設名の変更に伴い、同規程の改正が必要となったため。

寝屋川市教育委員会規程第 号

寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱
規程の一部を改正する規程

(寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 寝屋川市教育委員会事務決裁規程（昭和 49 年寝屋川市教育委員会規
程第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「教育研修センター」を「総合教育研修センター」に、「所
長」を「所長又は課長」に改める。

(寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

第2条 寝屋川市教育委員会文書取扱規程（昭和 60 年寝屋川市教育委員会規
程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「教育研修センター」を「総合教育研修センター」に改める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の
一部改正

No.1

1 寝屋川市教育委員会事務決裁規程（第1条関係）

改正案	現行
(部長又は教育監が不在のときの代決等) 第8条（略） 2 部長又は教育監及び次長（その事務が室長の所管するものであるときは、室長）とも不在のときは、その事務を所管し、又は担当する課長（中央図書館の所管に属する事務については館長、総合教育研修センターの所管に属する事務については所長又は課長）が代決し又は代わって合議することができる。	(部長又は教育監が不在のときの代決等) 第8条（略） 2 部長又は教育監及び次長（その事務が室長の所管するものであるときは、室長）とも不在のときは、その事務を所管し、又は担当する課長（中央図書館の所管に属する事務については館長、教育研修センターの所管に属する事務については所長又は課長）が代決し又は代わって合議することができる。

2 寝屋川市教育委員会文書取扱規程（第2条関係）

改正案	現行
(文書の記号) 第2条 各課等における一般文書の記号は、別表に定めるとおりとする。 別表（第2条関係）	(文書の記号) 第2条 各課等における一般文書の記号は、別表に定めるとおりとする。 別表（第2条関係）
総合教育研修センター	学研
部課等名	文書記号

附 則
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

議案第6号

寝屋川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

寝屋川市教育委員会公印規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成31年3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市教育委員会事務局及び寝屋川市教育委員会の所管する学校その他の教育機関において使用する公印の一部を廃止し、公印管理者及び公印管理補助者の規定を明確にするに当たり、同規則の改正が必要となったため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

寝屋川市教育委員会公印規則（昭和44年寝屋川市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「公印の保管及び使用」の後に「の責任」を加え、同条第1項中「公印の保管及び使用」の後に「の責任」を加え、「公印保管者」を「公印管理者」に改め、同条中第2項から第4項までを削る。

第16条を第19条とし、第15条を第18条とし、同条の前に次の1条を加える。

(公印の使用場所等)

第17条 公印は、これを定置する場所においてのみ使用しなければならない。ただし、特別の事由のため、これにより難い場合において、公印管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条中「公印保管者」を「公印管理者」に改め、同条を第13条とする。

第10条を第12条とする。

第9条中「公印保管者」を「公印管理者」に改め、同条を第11条とする。

第8条中「公印保管者」を「公印管理者」に改め、同条を第10条とする。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(公印管理補助者)

第5条 公印管理者は、必要があると認めるときは、公印管理補助者（以下「補助者」という。）を置くことができる。

2 補助者は、公印管理者が、所属職員のうちから任免する。

3 補助者は、公印管理者の命を受けて、公印に関する事務に従事する。

(公印の管理)

第6条 公印は、慎重に取り扱い、盜難、紛失、偽変造、不正使用等がないよう管理を厳重にするとともに、常に鮮明にしておかなければならない。

別表第1 5の項及び6の項を次のように改める。

5	削除
6	削除

別表第1 9の項を次のように改める。

9	削除
---	----

別表第1 11の項から14の項までを次のように改める。

11	削除
12	削除
13	削除
14	削除

別表第2を次のように改める。

1	2	3	4
	削除		削除
5	6	7	8
削除	削除		
9	10	11	12
削除		削除	削除
13	14		
削除	削除		

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

復屋川市教育委員会公印規則

改 正 案	現 行	No.1
(公印の保管及び使用の責任)	(公印の保管及び使用)	
第4条 公印の保管及び使用の責任については、その保管する課の長又は学校その他の教育機関の長（以下「 <u>公印管理者</u> 」という。）がその責めに任じ、又その権限を有するものとする。	第4条 公印の保管及び使用については、その保管する課の長又は学校その他の教育機関の長（以下「 <u>公印保管者</u> 」という。）がその責めに任じ、又その権限を有するものとする。	
2 _____	2 公印保管者は、あらかじめ事故に備え、代理者を定めておかなければならぬ。この場合における代理者は、課長代理、係長、教頭又はこれらに準ずる者のうちから定めるものとする。	
3 _____	3 公印保管者は、公印を常に堅固な容器に収め、不正使用等がないよう厳重に保管するとともに、常に鮮明にしておかなければならない。	
4 _____	4 公印は、これを定置する場所においてのみ使用しなければならない。ただし、特別の事由のため、これにより難い場合において、公印保管者の承認を受けたときは、この限りでない。	
(公印管理補助者)		
第5条 公印管理者は、必要があると認めるとときは、公印管理補助者（以下「 <u>補助者</u> 」という。）を置くことができる。		
2 補助者は、公印管理者が、所属職員のうちから任免する。		
3 補助者は、公印管理者の命を受けて、公印に関する事務に従事する。		

改 正 案	現 行
(公印の管理)	
第6条 公印は、慎重に取り扱い、盜難、紛失、偽変造、不正使用等がないよう管理を厳重にするとともに、常に鮮明にしておかなければならぬ。	(公印台帳) 第5条 (略) (公印の新調又は改刻) 第6条 (略) (公印の新調及び廃止の告示) 第7条 (略) (公印の事故届) 第8条 (略) (公印の新調及び廃止の告示) 第9条 (略) (公印の事故届)
第10条 公印管理者は、公印に盜難、紛失、き損その他の事故が生じたときは、速やかに公印事故届を教育政策総務課長を経て、教育委員会に提出しなければならない。	(公印の廃止届) 第11条 公印管理者は、公印が摩滅、き損により使用に耐えなくなつたとき、又はその他の事由により公印を使用しなくなつたときは、速やかに公印廃止届を、教育政策総務課長を経て、教育委員会に提出しなければならない。 (廃止した公印の保存) 第12条 (略)
	第5条 (略) (公印の新調又は改刻) 第6条 (略) (公印の新調及び廃止の告示) 第7条 (略) (公印の事故届) 第8条 公印保管者は、公印に盜難、紛失、き損その他の事故が生じたときは、速やかに公印事故届を教育政策総務課長を経て、教育委員会に提出しなければならない。 (公印の廃止届) 第9条 公印保管者は、公印が摩滅、き損により使用に耐えなくなつたとき、又はその他の事由により公印を使用しなくなつたときは、速やかに公印廃止届を、教育政策総務課長を経て、教育委員会に提出しなければならない。 (廃止した公印の保存) 第10条 (略)

改正案	現行
(公印の使用手続)	(公印の使用手続)

第13条 学校教育部教育政策総務課（以下「教育政策総務課」という。）において保管する公印を使用するときは、次の各号に定める手続によるものとする。

(1) 公印を使用しようとする者は、原議文書及び発送文書を印管理者に提示しなければならない。

(2) 公印管理者は、前号の提示を受けたときは、次に掲げる事項について審査し、適当と認めるときは、公印を使用させるものとする。

ア～ウ (略)

(3) (略)

(公印の事前押印)

第14条 (略)

(公印の印影の印刷)

第15条

2 (略)

(公印の印影の電算処理)

第16条 (略)

2 (略)

3 (略)

(公印の使用場所等)

第17条 公印は、これを定置する場所においてのみ使用しなければならない。ただし、特別の事由のため、これにより難い

第11条 学校教育部教育政策総務課（以下「教育政策総務課」という。）において保管する公印を使用するときは、次の各号に定める手続によるものとする。

(1) 公印を使用しようとする者は、原議文書及び発送文書を印保管者に提示しなければならない。

(2) 公印保管者は、前号の提示を受けたときは、次に掲げる事項について審査し、適當と認めるとときは、公印を使用させるものとする。

ア～ウ (略)

(3) (略)

(公印の事前押印)

第12条 (略)

(公印の印影の印刷)

第13条

2 (略)

(公印の印影の電算処理)

第14条 (略)

2 (略)

3 (略)

改正案

場合において、公印管理者の承認を受けたときは、この限り
ではない。

(公印の保管状況の調査)

第18条 (略)

(文書等の様式)

第19条 (略)

別表第1 (第2条関係)

整理番号	名称	寸法	書体	印材	使用区分	個数	保管場所
1～4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	削除						
6	削除						
7～8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(公印の保管状況の調査)

第15条 (略)

(文書等の様式)

第16条 (略)

別表第1 (第2条関係)

整理番号	名称	寸法	書体	印材	使用区分	個数	保管場所
1～4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	寝屋川市教育委員会教部長印	方24ミリ	てん書		つげ	学校教育部长名をもつてする文書	1 教育政策総務課
6	寝屋川市教育委員会社会教育部長印	方24ミリ	てん書		つげ	社会教育部长名をもつてする文書	1 社会教育課
7～8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正案

現行

9	削除														
10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
11	削除														
12	削除														
13	削除														
14	削除														
9	幼稚園印	方24 又は 30ミ リ	れい 書又 はて ん書	つけ	幼稚園 名をも つて文書	5	各幼 稚園								
10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
11	寝屋川 市教育 研修セ ンター之 印	方30 ミリ	てん 書	つけ	教育研 修セン ター名を もつて文 書	1	教育 研修セ ンター								
12	寝屋川 市教育 研修セ ンター所 長之印	方24 ミリ	てん 書	つけ	教育研 修セン ター所長 名をもつて 文書	1	教育 研修セ ンター								
13	寝屋川 市立中 央図書 館之印	方30 ミリ	てん 書	つけ	中央図 書館名を もつて文 書	1	中央 図書 館								
14	寝屋川 市立中 央図書 館長之 印	方24 ミリ	てん 書	つけ	中央図 書館長名を もつて文 書	1	中央 図書 館								

議案第 7 号

寝屋川市教育支援委員会規則の一部を改正する規則について

寝屋川市教育支援委員会規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成31年 3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

教育委員会の附属機関である寝屋川市教育支援委員会を改組することに伴い、規則の一部改正が必要となったため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市教育支援委員会規則の一部を改正する規則

寝屋川市教育支援委員会規則（平成 25 年寝屋川市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 7 号中「3 人」を「2 人」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(8) 寝屋川市立療育・自立センターの療育施設（寝屋川市立療育・自立センター条例（平成 25 年寝屋川市条例第 22 号）第 5 条第 1 項に規定する療育施設をいう。）の指定管理者の職員

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

対応川市教育支援委員会規則

改 正 案	現 行	No.1
<p>第2条 委員会は、委員 13 人以内をもつて組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、対応川市教育委員会が委嘱し、又は任命する。この場合において、第7号の委員の任命に当たっては、予め市長と協議するものとする。</p> <p>(1)から(6) 略</p> <p>(7) こども部子育て支援課における職員 <u>2人</u></p> <p>(8) 対応川市立療育・自立センターの療育施設（対応川市立療育・自立センター条例（平成25年対応川市条例第22号）第5条第1項に規定する療育施設をいう。）の指定管理者の職員 <u>1人</u></p>	<p>第2条 委員会は、委員 13 人以内をもつて組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、対応川市教育委員会が委嘱し、又は任命する。この場合において、第7号の委員の任命に当たっては、予め市長と協議するものとする。</p> <p>(1)から(6) 略</p> <p>(7) こども部子育て支援課における職員 3人</p>	<p>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p>

議案第8号

平成31年度学校園に対する指示事項について

別紙のとおり平成31年度学校園に対する指示事項を決定するため、教育委員会の議決を求める。

平成31年3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

市立各校園に本市教育委員会の学校園に対する指示事項を提示するとともに、教育の充実を図るため。

議案第9号

寝屋川市総合教育研修センター条例施行規則の制定について

寝屋川市総合教育研修センター施行規則を制定するため、教育委員会の議決を求める。

平成31年3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市総合教育研修センター条例の施行に伴い、必要な事項を定める規則の制定が必要となったため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市総合教育研修センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市総合教育研修センター条例（平成30年寝屋川市条例第59号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第2条 寝屋川市総合教育研修センター（以下「センター」という。）の開所時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第3条 センターの休所日は、次に掲げる日とする。ただし、教育委員会は特別の事情があるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(センターの施設の使用)

第4条 教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、センターの事業に支障がない場合に限り、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設（教育長が指定する施設に限る。）の使用を許可することができる。

(1) 寝屋川市に住み、働き、学び又は活動する10人以上の者で組織する団体（成人である者をその責任者として置いている団体に限る。）が、スポーツのために使用するとき。

(2) 寝屋川市の区域内の公共的団体が、地域的な共同活動その他教育長が公益に資すると認める活動のために使用するとき。

2 前項の規定による許可を受けてするセンターの施設の使用（次項において「センター施設の使用」という。）に係る使用料については、寝屋川市行政財産使用

料条例（昭和52年寝屋川市条例第32号）第6条第4項の規定に基づき、免除する。

3 前2項に規定するもののほか、センター施設の使用については、寝屋川市教育財産管理規則（平成24年寝屋川市教育委員会規則第1号）の定めるところによる。

（委任）

第5条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（寝屋川市教育研修センター設置条例施行規則の廃止）

2 寝屋川市教育研修センター設置条例施行規則（平成3年寝屋川市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

議案第10号

寝屋川市総合教育研修センター処務規則の制定について

寝屋川市総合教育研修センター処務規則を制定するため、教育委員会の議決を
求める。

平成31年3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市総合教育研修センターの処務について必要な事項を定めるため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市総合教育研修センター処務規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市総合教育研修センター（以下「センター」という。）の処務について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

(1) 所長

(2) 研究調査に従事する職員 若干名

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事務に従事する職員 若干名

2 センターに課長、所長代理、係長、副係長及び主査を置くことができる。

(職務)

第3条 所長は、上司の命を受けてセンターの業務を掌理し、教育委員会事務局の課又は室との調整を行い、所属職員を指揮監督するとともに、指導教育し、人材育成に努める。

2 課長は、上司の命を受けてセンターの業務のうち所長が指定する特定の業務を掌理し、当該事務に関し、教育委員会事務局の課又は室との調整を行い、当該業務に関する事務を担当する職員を指揮監督するとともに、指導教育し、人材育成に努める。

3 所長代理は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所長及び課長を補佐し、所長又は課長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 係長は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、当該事務に関し、調査、研究及び企画立案を行い、上司を補佐し、上司と協力して当該事務を担当する所属職員を指導教育するとともに、その他の事務に従事する。

5 副係長及び主査は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、上司を補佐するとともに、その他の事務に従事する。

6 職員は、上司の命を受け、所属の事務に従事する。

(専決事項)

第4条 寝屋川市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成20年寝屋川市教育委員会規則第15号）第5条第2項の規定により所長に専決させる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 職員の日帰り出張に関すること。
- (2) 職員の休暇、欠勤、早退、遅刻等の承認に関すること。
- (3) 職員の時間外勤務命令に関すること。
- (4) 定例的な諸証明、諸報告、諸願届の処理及び公簿の閲覧に関すること。
- (5) 所管に関する軽易定例的な事務の処理に関すること。
- (6) 研究成果の発表及び交流に関すること。
- (7) 施設の使用許可に関すること。

2 センターに課長が置かれた場合には、課長の担当する業務として指定されたものに関しては、課長が前項各号に掲げる事項を専決することができる。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（寝屋川市教育研修センター処務規則の廃止）

2 寝屋川市教育研修センター処務規則（平成3年寝屋川市教育委員会規則第2号）は、廃止する。

議案第11号

寝屋川市立青少年の居場所条例施行規則の制定について

寝屋川市立青少年の居場所条例施行規則を制定するため、教育委員会の議決を
求める。

平成31年3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市立青少年の居場所条例の施行に伴い、必要な事項を定める規則の制
定が必要となつたため。

寝屋川市立青少年の居場所条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市立青少年の居場所条例（平成30年寝屋川市条例第66号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休所日)

第2条 寝屋川市立青少年の居場所（以下「青少年の居場所」という。）の休所日は、12月28日から翌年の1月4日までの日とする。ただし、教育委員会は、特別の事情があるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

(開所時間)

第3条 青少年の居場所の開所時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日まで（次号に掲げる日を除く。）午後3時から午後8時まで

(2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）並びに寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年寝屋川市教育委員会規則第14号）第2条第2号に規定する休業日（休日等を除く。）午後0時から午後8時まで

(教育委員会規則で定める利用者)

第4条 条例第4条の寝屋川市に住み、働き、又は学ぶ者で教育委員会規則で定めるものは、満12歳以上満30歳以下の者（中学校就学の始期に達しない者及び寝屋川市立中学校の生徒を除く。）とする。

(利用の登録)

第5条 条例第5条第1項に規定する利用の登録（以下「利用登録」という。）の申請は、寝屋川市立青少年の居場所利用登録申請書を提出して行うものとする。

2 教育委員会は、利用登録をしたときは、寝屋川市立青少年の居場所利用登録証（次条第1項において「利用登録証」という。）を、当該申請をした者に交付する。

3 教育委員会は、利用登録をしないときは、その旨及びその理由を記載した書

面を、当該申請をした者に交付する。

(利用の申出等)

第6条 条例第5条第2項に規定する利用の申出は、青少年の居場所を利用しようとする際に利用登録証を掲示し、口頭で行うものとする。

2 教育委員会は、前項の申出があったときは、青少年の居場所を利用に供することができない特別な事由のある場合を除き、利用について口頭で承認するものとする。

(委任等)

第7条 この規則に定める文書等の様式及びこの規則の施行について必要な事項は、社会教育部長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。